

ボランティア保険について 《2019年度版》

『ボランティア保険』は、登録ボランティアの皆さんのが安心して活動できるよう、市原市社会福祉協議会が掛金を全額負担し、加入している保険です。【登録ボランティアの皆さんから保険料をいただくことはありません。】

●この保険で支払われる保障の内容

賠償責任事故が発生した場合

ボランティアが活動中に第三者の身体や財物に損害（名誉毀損、プライバシー侵害を含む）を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合

⇒損害賠償保険金額の範囲内で損害賠償金・争訟費用・損害防止軽減費用が支払われます。

傷害事故が発生した場合

ボランティア自身が活動中にケガ（細菌性食中毒事故を含む）や法律に定める感染症にかかり、医師の治療を受けた場合

⇒内容や治療期間に応じて所定の保険料が支払われます。

●保険金の額【保険期間は2020年3月31日まで】

損害賠償保険金 (てん補限度額)	対人・対物事故共通 最高 1 事故 5 億円 受託品賠償事故 最高 1 事故 1,000 万円 ※免責金額はありません
死 亡 保 險 金	500 万円 (事故日から 180 日を限度)
後遺障害保険金	程度により 最高 500 万円 (事故日から 180 日を限度)
入 院 保 險 金	日額 4,000 円 (事故日から 180 日を限度)
手 術 保 險 金	入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のために手術を受けたときは、 入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた額
通 院 保 險 金	日額 2,500 円 (事故日から 180 日を限度)
感 染 症 見 舞 金	死亡 100 万円 入通院 3 万円～7 万円

●ボランティア活動の範囲

活動場所と通常の経路における自宅との往復途上も対象となります。また、講演会・技術の習得・会議への出席や宿泊を伴う活動も対象となります。

●保険金が支払われない場合(主なもの)

故意による事故、自動車の所有・使用・管理に起因する事故の損害賠償、他覚症状のないむちうち症または腰痛、資格や専門技術をする活動、チェーンソー・草刈り機を使用する活動、法人格をもつ団体の活動など

～ボランティア保険 Q&A～

Q：ボランティア保険に入りたいのだけど・・・。手続きはどうすればいいの？

A：活動が決まりましたら、市原市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。保険に加入させていただきます。

Q：ボランティア活動中にケガをしました。保険金請求手続きは？

A：すぐに下記までご連絡ください。手続きをすすめさせていただきます。

Q：事前に市原市社会福祉協議会へ知らせていない活動は保険の対象ですか？

A：“ボランティア活動”と言える活動であれば基本的には対象となります。まずはご相談ください。
なお、登録内容に変更があって事前に届出がない場合、保険の適用ができませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】社会福祉法人市原市社会福祉協議会 ボランティアセンター 【平日8：30～17：00】

TEL：0436-20-3100 FAX：0436-22-3031

E-mail：VC@ichihara-shakyo.or.jp